

江南市新学校給食センター整備等事業 事業契約書（案） 新旧対照表（令和5年5月26日）

頁 (旧) (新)	大 項目	中 項目	小 項目	項目	旧	新
1 1	第1	1	(3)		「委託料」とは、受注者が実施する本施設の維持管理業務、運営業務及び開業準備業務に係るサービス対価のことをいう。	「委託料」とは、受注者が実施する本施設の維持管理業務、運営業務及び開業準備業務に係るサービス対価に消費税及び地方消費税を加算した額のことをいう。
4 4	第5	1	(2)		選定事業者は維持管理・運営業務を行うための準備業務及びこれらに付随する業務を行う。	受注者は維持管理・運営業務を行うための準備業務及びこれらに付随する業務を行う。
4 4	第5	1	(3)		選定事業者は次に掲げる業務を行う。ただし、配送対象となる各学校の配膳室に係る維持管理業務は、市が行う。	受注者は次に掲げる業務を行う。ただし、配送対象となる各学校の配膳室に係る維持管理業務は、市が行う。
4 4	第5	1	(4)		選定事業者は次に掲げる給食の運営業務を行う。	受注者は次に掲げる給食の運営業務を行う。
19 19	第44	6			発注者が調達する直接搬入品による食中毒等及び児童生徒の配膳を原因とする食中毒等は、受注者の賠償対象外とする。	発注者が調達する直接搬入品による食中毒等及び児童生徒、 <u>教員その他受注者の指揮下でない者</u> の配膳を原因とする食中毒等は、受注者の賠償対象外とする。
29	第69	1			第23条第5項、第26条第5項、第28条第3項、第43条、第51条第2項、第62条第2項、第63条第2項及び第64条第3項の規定により発注者が増加費用又は損害を負担し、又は賠償する場合において、当該増加費用又は損害が選定事業を行うため受注者が第三者（受注者に融資した金融機関等を除く。）と締結した契約により支払うべき損害賠償額の予定その他の契約終了又は変更時に支払うべき金銭債務に基づくものであるときは、発注者が負担し、又は賠償する増加費用又は損害の額は、当該第三者に現に生じた損害であって、通常生ずべきものの額に限る。	第23条第5項、第26条第5項、第28条第3項、第43条、第51条第2項、第62条第2項、第63条第2項及び第64条第3項の規定により発注者が増加費用又は損害を負担し、又は賠償する場合において、当該増加費用又は損害が本事業を行うため受注者が第三者（受注者に融資した金融機関等を除く。）と締結した契約により支払うべき損害賠償額の予定その他の契約終了又は変更時に支払うべき金銭債務に基づくものであるときは、発注者が負担し、又は賠償する増加費用又は損害の額は、当該第三者に現に生じた損害であって、通常生ずべきものの額に限る。